

社会福祉法人二色福社会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人二色福社会（以下、「法人」という。）定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条並びに苦情対応規程第13条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬及び交通費（以下、「報酬等」という。）に関する事項を定める。

(役員等の報酬等の支給)

第2条 役員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

2 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員については、別表2に定める額を支給する。また、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき支給する。

(評議員の報酬等の支給)

第3条 評議員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表3に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬等の支給)

第4条 評議員選任・解任委員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表4に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

2 法人職員を兼務し、職員給与を支給している委員については、前項に定める報酬等を支給しない。但し、職務のため出張したときは、旅費規程に基づき支給する。

(第三者委員の報酬等の支給)

第5条 第三者委員に対する報酬等の額は、次の各号による区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表5に定める額を支給する。

(2) 職務のため出張したときは、役員等旅費規程に基づき支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給は、次の各号による。

(1) 会議等活動日に支給する。

(2) 理事長は給与規程第9条および第10条を準用する。

2 評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員に対する報酬等については活動日に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところの金額を控除する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程を以て、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表

別表1 (第2条第1項第1号 役員)

理事長 (非常勤)

業務内容	報酬の額	年度総額
法人代表業務 (週2回)	月額70,000円	840,000円

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

理事 (非常勤)

業務内容	報酬の額	年度総額
理事会・評議員会	日額10,000円	600,000円以内
その他の法人業務	日額 5,000円	

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

監事 (非常勤)

業務内容	報酬の額	年度総額
監事監査	日額20,000円	400,000円以内
理事会・評議員会	日額10,000円	
その他の法人業務	日額 5,000円	

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

別表 2 (第 2 条第 2 項 兼務役員)

業務内容	報酬の額	年度総額
法人業務執行	月額10,000円	240,000円以内

別表 3 (第 3 条第 1 号 評議員)

業務内容	報酬の額	年度総額
評議員会	日額10,000円	300,000円以内
その他の法人業務	日額 5,000円	

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

別表 4 (第 4 条第 1 号 評議員選任・解任委員)

報酬の額	日額5,000円
------	----------

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

別表 5 (第 5 条第 1 号 第三者委員)

報酬の額	日額5,000円
------	----------

交通費 実費相当額、自家用車利用は片道2km以上の場合20円/km

附 則

この規程は、2012年 4月 1日から施行する。

2014年 5月27日改正

2017年 3月30日改正

2017年 6月10日改正

2018年 6月20日改正

2019年 6月20日改正

2022年 6月25日改正 7月1日施行